

随意契約（相手方指定）調書

| | | |
|-------|---|------------|
| 件名 | 修繕契約（荒川ふるさと文化館・南千住図書館屋上 室外機内圧縮機及び機器交換修繕） | No.5200533 |
| 工（納）期 | 令和7年6月30日 | |
| 契約締結日 | 令和7年5月27日 | |
| 契約金額 | 1,804,000円（消費税込み） | |

| | | |
|---------|--|--|
| 契約相手方 | アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー東京本店 (法人番号：9010001096367) | |
| 相手方指定理由 | 別紙に記載のとおり。 | |
| 備考 | | |

業者選定理由書

| | |
|---------|---|
| 件名 | 修繕契約(荒川ふるさと文化館・南千住図書館屋上室外機内圧縮機及び機器交換修繕) |
| 指名業者(案) | 名称 アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー東京本店 所在地 東京都品川区北品川五丁目5番15号 代表者 執行役員本店長 諸熊 徳男 |
| 特命理由 | <p>本件は、荒川ふるさと文化館・南千住図書館屋上に設置している室外機内の圧縮機が故障したため、圧縮機等の交換を行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 文化財等を含む収蔵品の保管においては、温湿度管理を適切に行うことが極めて重要であるが、現在はサブの圧縮機のみ稼働している状況であり、温湿度管理が不安定となっている。また、可能な限り温湿度管理を安定させるために収蔵庫内の立ち入りを制限しており、作業にも支障が出ていることから、早急に修繕する必要がある。</p> <p>② 上記業者は、現在当該施設の遠方監視システムを含む空調全体の保守業務を受託しているため、安全で迅速な施工が期待できる。また、不具合発生時の責任の所在が不明確となるため、他社が修繕を実施することはできない。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p> |
| その他特記事項 | ○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの) |